

春日部市交通災害見舞金支給制度の概要について

1. 目的

市民の福祉の増進を図るため、児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に
見舞金及び弔慰金を支給します。（春日部市交通災害見舞金支給条例）

2. 受給対象者

交通事故発生時、春日部市において住民基本台帳法により登載され、かつ、学
校教育法に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育
学校等に在籍する者を含む。）とします。ただし、他の市区町村に転出したときは、
その資格を失います。

3. 受給資格

受給対象者の保護者等とします。

4. 見舞金

見舞金等は次に掲げる額とします。ただし、同一災害につき既にこの制度によ
り支給された見舞金等がある場合は、その額を控除します。

（春日部市交通災害見舞金支給条例及び同条例施行規則）

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 死亡者 | 1,000,000 円 |
| (2) 後遺障害者 | 1,000,000 円 |
| (3) 負傷者に対する見舞金（※） | |
| 治療期間 6 月以上 | 120,000 円 |
| 治療 5 月以上 6 月未満 | 90,000 円 |
| 治療 4 月以上 5 月未満 | 70,000 円 |
| 治療 3 月以上 4 月未満 | 50,000 円 |
| 治療 2 月以上 3 月未満 | 30,000 円 |
| 治療 1 月以上 2 月未満 | 20,000 円 |
| 治療 1 週間以上 1 月未満 | 10,000 円 |
| 治療 1 週間未満 | 5,000 円 |

※傷害を受け、通学できる程度に治癒した日までの期間

5. 申請書類

- (1) 申請書
- (2) 交通事故証明書（原本）
- (3) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書）（原本）
- (4) 保護者であることを証する書類（住民票等）

6. 申請期間

交通事故発生後、1 年以内に申請書類を下記担当まで提出してください。

問合せ・申請先 市民生活部交通防犯課交通安全担当
内線 2824～2826
庄和総合支所総務担当
内線 7014～7017